

●会長の互選に関する幹事会決定

〔平成18年4月11日
日本学術会議第12回幹事会決定〕

改正 平成20年5月22日日本学術会議第57回幹事会決定

日本学術会議細則（平成17年10月4日日本学術会議第146回総会決定）（以下「細則」という。）第2条第4項の規定に基づき、以下のとおり定める。

（無効投票）

第1条 細則第2条第2項に規定される投票については、次の各号のいずれかに該当する票は無効とする。

（1）2名以上の氏名を記載した場合

（2）細則第2条第1項第1号に規定される名簿に掲載された以外の者を記載した場合

（3）氏名のほか、他事を記載した場合。ただし、職業、身分、住所、地域、専門分野、所属機関又は敬称の類を記入した場合は、この限りでない。

（4）氏名を自書しない場合

（5）何人を記載したかを確認し難い場合

2 前項に規定される無効票を投じた者については、投票者数に含める。

（同一の氏名の者等に対する得票の有効）

第2条 同一の氏名、氏又は名の者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した票は有効とし、その同一の氏名、氏又は名の者の人数分の1をそれぞれの得票とする。

（立会人）

第3条 細則第2条第2項に規定される投票においては、事務局長を立会人とする。

2 事務局は、前項に規定する立会人の立会いの下で開票を行い、投票の効力について疑義が生じた場合は、立会人が総会に諮りこれを決する。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年5月22日日本学術会議第57回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。